

施設基準に関するお知らせ

当院で北海道厚生局に届出している施設基準について

令和8年6月1日更新

届出事項一覧

- 明細書発行体制加算
- 時間外対応体制加算1
- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- サーベイランス強化加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算 I
- 在宅医療DX情報活用加算
- 電子的診療情報評価料
- 認知療法 認知行動療法1
- 遠隔モニタリング加算※1
- 持続腸圧呼吸療法充実管理体制加算※1
- 在宅時医学総合管理料
- 施設入居時等医学総合管理料
- 在宅医療充実体制加算※2
- 在宅療養支援診療所※3
- こころの連携指導料（I）
- ニコチン依存症管理料
- がん治療連携指導料
- 地域包括診療料
- 充実管理加算（生活習慣病管理料 I）
- 機能強化加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 一般名処方加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料 I

※1 在宅持続腸圧呼吸法指導管理料の注2に規定

※2 別添1の「第9」の2の（3）に規定

※3 別添1の「第9」の1の（1）に規定



診療報酬の算定について①

以下についてご確認ください。

令和8年6月1日更新

○医療DXについて

当院は、以下の通り医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行う医療機関です。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関です。

○在宅医療情報連携加算について

当院では、患者さん同意の上、連携する医療施設・介護サービス事業者とICTツール「ID-LINK」（TMNIT in Hokkaidoなど）で診療情報等を共有しています。主な連携可能機関名を掲載します。

～連携機関名～

手稲溪仁会病院

天使病院

その他、連携可能機関名は下記URLよりご確認ください。

きた・りんく <http://se-zaitaku-care.jp/kitalink/>

※「電子的診療情報連携体制整備加算」についても上記ネットワークを活用しております。

○情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）について

初診時の向精神薬の処方は出来かねます。

「オンライン診療指針」を遵守し、別添チェックリストにて体制について定期的なチェックを実施しております。（基準等遵守の確認をするためのチェックリスト参照）

○明細書発行体制等加算について

当院では、原則として個別の診療報酬がわかる明細書を無償で発行しています。

※明細書ご不要の場合はスタッフまでお声がけください。



診療報酬の算定について②

以下についてご確認ください。

令和8年6月1日更新

○長期収載品の選定療養に係る取り扱い

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さんの自己負担額が発生します。

選定療養費の対象となる場合

- ・院内処方（入院患者は除く）
- ・院外処方

選定療養費の対象となる医薬品について

- ・後発医薬品が発売され、5年以上経過した先発医薬品（準先発品含む）
- ・後発医薬品への置き換え率が50%以上の先発医薬品

対象から除外されるケース

- ・医師が医療上の必要性があると判断した場合（患者様の後発品が心配だからという理由では除外理由になりません。学会などが長期収載品を後発品に切り替えないことを推奨されている、後発品が副作用がある、後発品が他の薬との飲み合わせによる相互作用があるなどの理由がある場合は除外されます）
- ・在庫状況等により後発医薬品の提供が困難な場合

自己負担額について

自己負担額は長期収載品（先発品）と後発医薬品の価格差の2分の1に相当する額を選定療養費として徴収されます。当院は処方薬はすべて院外処方のため薬局でお支払いになることとなります。

○一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

診療報酬の算定について④

以下についてご確認ください。

令和8年6月1日更新

○在宅医療充実体制加算

当院は、十分な緩和ケアが受けられる診療所として「在宅医療充実体制加算」の施設基準を届出しております。当該加算を算定するにあたり下記の通り看取り及び緊急往診加算の実績についてお知らせ致します。

- ・ 在宅看取り実績 43名 (R7年5月1日～R8年4月30日)
- ・ 緊急往診実績 201件 (R7年5月1日～R8年4月30日)